

（第12号議案）

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
第1条 （略） （議員報酬の額） 第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額（以下「議員報酬月額」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table border="1"> <tr> <td>議長</td><td>888,200円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>752,700円</td></tr> <tr> <td>委員長</td><td>645,000円</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>615,700円</td></tr> <tr> <td>上記以外の議員</td><td>586,400円</td></tr> </table> 第3条～第5条 （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職し、失職し、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の143</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の147</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬月額 (2) 前号の議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額 3～5 （略） 附 則 （略） 附 則 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u>	議長	888,200円	副議長	752,700円	委員長	645,000円	副委員長	615,700円	上記以外の議員	586,400円	第1条 （略） （議員報酬の額） 第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額（以下「議員報酬月額」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table border="1"> <tr> <td>議長</td><td>890,900円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>755,000円</td></tr> <tr> <td>委員長</td><td>647,000円</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>617,600円</td></tr> <tr> <td>上記以外の議員</td><td>588,200円</td></tr> </table> 第3条～第5条 （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職し、失職し、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬月額 (2) 前号の議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額 3～5 （略） 附 則 （略）	議長	890,900円	副議長	755,000円	委員長	647,000円	副委員長	617,600円	上記以外の議員	588,200円
議長	888,200円																				
副議長	752,700円																				
委員長	645,000円																				
副委員長	615,700円																				
上記以外の議員	586,400円																				
議長	890,900円																				
副議長	755,000円																				
委員長	647,000円																				
副委員長	617,600円																				
上記以外の議員	588,200円																				

(参 考)

第2条関係

	議 長	副議長	委員長	副委員長	議 員
現 行	890,900	755,000	647,000	617,600	588,200
改正案	888,200	752,700	645,000	615,700	586,400
差	△2,700	△2,300	△2,000	△1,900	△1,800

第6条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	150/100	155/100	330/100
改正案	25/100	143/100	147/100	315/100
差	0	△7/100	△8/100	△15/100